

ご利用にあたって同意頂いている内容は以下の通り。(2022.12.19WEB 申込みより)

ビームラインの利用に当たり、以下に掲げる事項を遵守することを誓約します。

また、実験参加者を指導し、以下に掲げる事項に従わせることを誓約します。

【通常利用の場合】

1. あいちシンクロトロン光センター（以下「センター」という。）に係る設置規程、利用要綱及び利用の手引き等を遵守すること。また、センターが行う安全及び管理のための指示に従うこと。
2. 不慮の事故に備えて傷害保険に加入すること。
3. 実験に使用する物品、薬品等は、所定の手続きに従って持ち込み、万全の注意をもって管理すること。また、持ち込んだ物品、薬品等は全て責任を持って所属機関に持ち帰ること。
4. センターの施設、設備及び物品の使用にあたっては、設備及び安全の担当者の指示に従うこと。また、使用後は従前の状態及び場所に戻すこと。
5. 施設の装置の故障等により、予定していた利用シフト数又は利用時間数が減少した場合、センターと協議のうえ、代替日の確保又は利用料の減額のいずれかの対処とすること。また、利用シフト数又は利用時間数の減少に伴って損害が生じた場合、公益財団法人科学技術交流財団又はその職員に対して賠償請求を行わないこと。
6. 「公共等利用」の場合は、実験番号ごとに実験終了日から 50 日以内に成果報告書を提出すること。
7. 「公共等利用」の場合は、成果報告書の内容を含む科学技術論文、書籍等の印刷物には「あいちシンクロトロン光センターを利用した結果である」ことを記述するとともに、その印刷物をセンターへ提出すること。
8. 「公共等利用」の場合は、センターを利用した成果に属する発明及び考案について、特許又は実用新案を出願した場合には、公開後速やかにセンターへ報告すること。
9. 事故及び災害の際は、利用責任者が責任を持って対処し、速やかにセンター職員に報告すること。
10. センターの利用に際して知り得たセンターの秘密情報は、厳重な注意をもって管理、保管し、センター所長の文書による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩しないこと。
11. この誓約に規定する事項を守らなかった場合、センターに提出する書類に虚偽の記載があることが判明した場合、又はセンターの運営に支障をきたすとセンターが判断した場合には、センターが行う利用中止等の指示に従うこと。
12. 虚偽の申請により、センターの施設等に損害を与えた場合は（復旧の為にかったマシンタイムを含む）損害を賠償すること。
13. この誓約書について疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ること。

【成果公開無償利用事業での利用の場合】

1. あいちシンクロトロン光センター（以下「センター」という。）に係る成果公開無償利用事業募集要項、設置規程、利用要綱及び利用の手引き等を遵守すること。また、センターが行う安全及び管理の

ための指示に従うこと。

2. 不慮の事故に備えて傷害保険に加入すること。
3. 実験に使用する物品、薬品等は、所定の手続きに従って持ち込み、万全の注意をもって管理すること。また、持ち込んだ物品、薬品等は全て責任を持って所属機関に持ち帰ること。
4. センターの施設、設備及び物品の使用にあたっては、設備及び安全の担当者の指示に従うこと。また、使用後は従前の状態及び場所に戻すこと。
5. 施設の装置の故障等により、予定していた利用シフト数又は利用時間数が減少した場合、センターと協議のうえ、代替日の確保又は利用料の減額のいずれかの対処とすること。また、利用シフト数又は利用時間数の減少に伴って損害が生じた場合、公益財団法人科学技術交流財団又はその職員に対して賠償請求を行わないこと。
6. 実験課題終了日から 50 日以内に成果報告書を提出すること。
7. 成果報告書の内容を含む科学技術論文、書籍等の印刷物には「あいちシンクロトン光センターを利用した結果である」ことを記述するとともに、その印刷物をセンターへ提出すること。
8. センターを利用した成果に属する発明及び考案について、特許又は実用新案を出願した場合には、公開後速やかにセンターへ報告すること。
9. 事故及び災害の際は、利用責任者が責任を持って対処し、速やかにセンター職員に報告すること。
10. センターの利用に際して知り得たセンターの秘密情報は、厳重な注意をもって管理、保管し、センター所長の文書による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩しないこと。
11. この誓約に規定する事項を守らなかった場合、センターに提出する書類に虚偽の記載があることが判明した場合、又はセンターの運営に支障をきたすとセンターが判断した場合には、センターが行う利用中止等の指示に従うこと。
12. 虚偽の申請により、センターの施設等に損害を与えた場合は（復旧の為にかったマシンタイムを含む）損害を賠償すること。
13. この誓約書について疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ること。

【愛知県ビームライン BL8S2 の利用の場合】

1. 愛知県 X 線トポグラフィビームライン（BL8S2）利用要綱及び、あいちシンクロトン光センター（以下「AichiSR」という。）に係る設置規程、利用要綱及び利用の手引き等を遵守すること。また、AichiSR が行う安全及び管理のための指示に従うこと。
2. 不慮の事故に備えて傷害保険に加入するとともに、万全の注意をもって利用すること。
3. 承認を受けた実験以外には利用しないこと。
4. 利用する権利を他人に譲渡又は転貸しないこと。
5. 機器の調整や試料のセットなど、実験準備及び片付けはシフト内で行うこと。
6. 実験に使用する物品、薬品等は、所定の手続きに従って持ち込み、万全の注意をもって管理すること。また、持ち込んだ物品、薬品等は全て責任を持って持ち帰ること。
7. AichiSR の施設、設備及び物品の利用にあたっては、設備及び安全の担当者の指示に従うこと。また、利用後は従前の状態及び場所に戻すこと。

8. 施設の装置の故障等により、予定していた利用時間数が減少した場合でも、愛知県又はその職員並びに公益財団法人科学技術交流財団又はその職員に対して賠償請求を行わないこと。
9. 事故及び災害の際は、利用責任者が責任を持って対処し、速やかに AichiSR 職員に報告すること。
10. AichiSR の利用に際して知り得た AichiSR の秘密情報は、厳重な注意をもって管理、保管し、AichiSR 所長の文書による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩しないこと。
11. BL8S2 は、あいち産業科学技術総合センター所長あての申込みとなり、利用料（物品貸付収入）は、あいち産業科学技術総合センターの定める納期限までに、あいち産業科学技術総合センターが発行する納入通知書により納付すること。
12. この申込みで記入及び添付される情報が、あいち産業科学技術総合センターと AichiSR に共有されることを了承すること。
13. この誓約に規定する事項を守らなかった場合、あいち産業科学技術総合センターに提出する書類（本システムへの入力事項を含む。）に虚偽の記載があることが判明した場合、又は AichiSR の運営に支障をきたすと AichiSR が判断した場合には、あいち産業科学技術総合センターが行う利用中止等の指示に従うこと。
14. その他、あいち産業科学技術総合センター職員及び AichiSR 職員の指示に従うこと。
15. 虚偽の申請により、AichiSR の施設等に損害を与えた場合は（復旧の為にかったマシンタイムを含む）損害を賠償すること。
16. この誓約内容について疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ること。

【測定代行の場合】

測定代行の利用に当たり、以下に掲げる事項に同意します。

1. あいちシンクロトン光センター（以下「センター」という。）に係る設置規程、利用要綱、利用の手引き等を遵守すること。また、センターが行う安全及び管理のための指示に従うこと。
2. センターは、申込者に発行する実施内容確認書の範囲で測定代行を行うものとし、申込者は、測定代行を依頼した試料等（以下「測定試料等」という。）に関する情報をセンターへ提供すること。
3. 申込者は、測定試料等に対し、十分な安全対策等を施すこと。
4. センターは、測定代行の実行にあたり、その方法や所要時間に関して、申込者に対し意見等を求めることができるものとし、申込者は必要な協力を行うこと。
5. センターは、測定代行の実施終了後おおむね 10 日以内に、実施報告書、測定結果報告書（測定条件やデータファイルに関する情報を記載）および電子媒体にインストールした測定データを、請求書ならびに測定試料とともに申込者に送付すること。試料を別便にて返送の場合は、返送に係る費用は申込者が負担すること。
6. 測定代行は、センターが実施するビームラインにおいて、通常の測定支援を通じて蓄積された既存の技術水準により行うものであること。
7. センターが、測定試料等の保管、処理、測定、送付等を行った際に生じた損害について、センターの故意による場合を除き、賠償請求を行わないこと。
8. センターが、施設の装置の故障等により、報告期日までに測定結果を報告できなかった場合は、報告

期日の延期又は測定代行の利用中止をもって対処する。また、これにより、損害が生じた場合、公益財団法人科学技術交流財団又はその職員に対して賠償請求を行わないこと。

9. 「公共等利用」の場合は、実験番号ごとに実施日から 50 日以内に成果報告書を提出すること。
10. 「公共等利用」の場合は、成果報告書の内容を含む科学技術論文、書籍等の印刷物には「あいちシンクロトロン光センターを利用した結果である」ことを記述するとともに、その印刷物をセンターへ提出すること。
11. 「公共等利用」の場合は、測定代行の利用による成果に属する発明及び考案について、特許又は実用新案を出願した場合には、公開後速やかにセンターへ報告すること。
12. 測定代行の利用に際して知り得たセンターの秘密情報は、厳重な注意をもって管理、保管し、センター所長の文書による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩しないこと。
13. この同意書に規定する事項を守らなかった場合、センターに提出する書類に虚偽の記載があることが判明した場合、又はセンターの運営に支障をきたすとセンターが判断した場合には、センターが行う利用中止等の指示に従うこと。
14. 虚偽の申請により、センターの施設等に損害を与えた場合は（復旧の為にかけたマシンタイムを含む）損害を賠償すること。
15. この同意書について疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ること。